

令和2年5月15日

学 生 各位  
教 職 員 各位  
大学関係者 各位

九州保健福祉大学  
学長 兒玉 修

### 緊急事態宣言解除による対面授業の開始日について（重要なお知らせ）

政府は、令和2年5月14日付けで新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を、宮崎県を含む一部地域（福岡県を含む。）で解除しました。

ただし、宮崎県は、県民には引き続き県外との往来自粛や「3密」がある場所への外出は避けるよう促しています。

これを受け、九州保健福祉大学では、

宮崎県内の緊急事態宣言は、5月14日付けで解除されましたが、

対面による前期授業は、6月1日（月）から開始いたします。

5月14日付けで緊急事態宣言が解除されましたが、現在実施している遠隔授業は6月1日（月）から対面授業を開始するまで継続いたします。学生の皆様は、懸念されている感染拡大の第2波等に備えるためにも、遠隔授業を続けて受講してください。

対面授業開始の詳細については、所属する学科および教務課よりユニバーサルパスポートを通して通知いたしますので、必ず、ユニバーサルパスポートを確認してください。

宮崎県内の緊急事態宣言が解除されましたが、本学では、今後も感染者の発生や患者クラスター（集団）を生み出さないために、政府の専門家会議が提言する「新しい生活様式」の実践について、学生および教職員ともに取り組んで参ります。

大学内の相談窓口；学生課（0982-23-5576）

教務課（0982-23-5572）

庶務課緊急対策本部（0982-23-5555）